

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った6件の公文書の部分開示決定及び6件の公文書の非開示決定について、別表1の「審査会が開示すべきと判断した部分」欄に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

なお、上記決定に対する審査請求に係る諮問は、別表3の「諮問番号／諮問書の日付及び文書番号」欄に掲げるとおり12件であるが、同一または同種の開示請求に係る決定に対する審査請求に係る諮問であり、対象となる公文書が同種のものと認められ、内容も密接に関連することから、これら12件を併合して審査した。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、別表2の「請求年月日」欄に掲げる各日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、別表2の「請求内容」欄に掲げる6件の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件各請求に係る公文書として、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書（以下「本件各公文書」という。）をそれぞれ特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、別表3の「処分番号／決定通知書の日付及び文書番号」欄に掲げる各日付けで同表の「処分」欄に掲げる各処分（以下「本件各処分」という。）を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 本件各処分の具体的な決定内容

本件各処分の文書ごとの具体的な決定内容については、別表4-1及び4-2のとおりである。

5 審査請求

審査請求人は、本件各処分を不服として、処分1及び2については平成26年7月7日付けで、処分3及び4については平成26年9月17日付けで、処分5、6、7及び8については平成26年10月10日付けで、処分9、10、11及び12については平成26年9月25日付けで、それぞれ行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件各処分について、処分の取消しを求める、というものである。

なお、処分11及び12に対しては、これに加えて、対象公文書を審査請求人指定のものに特定した上で開示決定を求めている。

2 審査請求の理由

(1) 処分1及び9に対する審査請求の理由

収入金額、支出金額及び差引残高の非開示は不当である。その他は異議なし。

(2) 処分2に対する審査請求の理由

全面非開示は不当である。例えば「領収書」の表題くらいは開示したとしても何の問題もない。

(3) 処分3に対する審査請求の理由

審査請求人は開示を求める情報を特定していたにもかかわらず、これを全く無視し、極めて不当かつ不法である。

(4) 処分4に対する審査請求の理由

全面非開示は不当、不法である。審査請求人が特定した公文書から求める情報が勝手に変えられている。

(5) 処分5及び6に対する審査請求の理由

処分に不服がある。

(6) 処分7に対する審査請求の理由

捜査が終結しているにもかかわらず、「対抗措置を講じられる」などの理由は全く理由になっていない。

(7) 処分8に対する審査請求の理由

審査請求人が特定した公文書の内容において「対抗措置を講じられる」及び「捜査協力者」なるものが存在するのか。それらの危惧が無き情報を詳細に特定し、開示請求しているものである。

(8) 処分10に対する審査請求の理由

全部非開示は不当かつ違法そのものである。対象文書には少なからず部分開示できる部分が多く存在するはずである。

(9) 処分11及び12に対する審査請求の理由

公文書開示請求書の「公文書の件名又は内容」欄（別表2の請求6の「請求内容」欄に記載のとおり。）で審査請求人が特定及び指定した情報を実施機関は区分することなく勝手に変えたに他ならない。制度を揺るがしかねない問題である。

3 実施機関の理由説明に対する意見

諮問1及び2に係る実施機関の理由説明に対する意見は以下のとおりである。

なお、諮問3から12までについては意見書が提出されなかった。

(1) 諮問1について

ア 審査請求人は、本件と過去のものとを合わせ、同様（山口県警察の捜査費）の開示請求を3件行っているが、今回を含め、ほぼ全面非開示であった。審査請求人は

なにも科目や用途の開示を求めているわけではなく、最低限、支出金額等の開示を求めているものである。

単発的な金額のみの支出を明らかにしたところで、それが犯罪者側に察知されるとは思えない。科目、用途を非開示としたならば、個別の支出が一体何に使用されたのかわかるはずもない。どの捜査費の支出が各理由説明書の2の「(3) 具体的使用例」(本答申の第4-1-(3))中のアからコまでのいずれに当てはまるのか、実施機関の説明を求める。

イ 山口県警察の捜査費は上記アの末尾のとおり、その使用は多岐にわたるようである。

ところで、本件も過去の件も含め、実施機関である処分庁、並びに審査庁の主張は主に些細な情報ですら開示すると、犯罪者集団等にその動向を察知される等のおそれがあり、捜査及び治安の維持に重大な支障を及ぼすおそれがある、との理由であると解される。

では、捜査費全てが、それら犯罪者集団等に費やしたものなのか。決してそうではないと考える。そのような連中とは全く無縁の一個人における一般的な犯罪も多々あり得るはずである。それらの犯罪捜査に係る捜査費の支出をも開示できない理由は一体何か。実施機関の説明を求める。

(2) 諮問2について

ア 実施機関が処分2に係る理由説明書の「5 非開示とした文書を部分開示しない理由」(本答申の第4-5)に記載する部分開示についての実施機関の解釈を認めることはできない。

領収書等、支払いを証明できる書類の表題、つまり一般的な領収書で例えると「領収書」と表示のある部分のみを開示したとしても、領収書のその他の部分全てを非開示とすれば、その領収書の支出が一体何に使用されたものかわかるはずもない。実施機関の説明を求める。

イ 犯罪者集団を気にするなら、それ以外の一般的な犯罪捜査に係るものは開示すべきではないか。開示できない理由の説明を求める。

ウ 実施機関の姿勢は、捜査費は聖域であり、触れようとするものは全て排除することも受け取れる。公金(税金)の使途が厳しく問われるこの時代において、それは許されない。

では、仮に県民がチェックできない非開示で塗り固められた公金の支出に内容の不正、横領、着服があった場合、誰がそれを暴けるのか。

エ 審査会委員は、特別職の公務員として、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に基づく告発義務が課せられているが、非開示とされた公文書を見分する中で、不正、犯罪の疑義が生じたときは、刑事訴訟法に基づき速やかに刑事告発を行うのか、否か。当然に行ってもらわなければ正義は保たれない。審査請求人では民事訴訟しか提起できず、情報が開示されなければ不正の有無も確かめることはできないゆえ、

このことについて、審査会に対し、一般論としての回答を求める。

(3) 諮問1に係る第二意見について

ア 個別の支出金額等を非開示とした理由についての反論等

すでに月ごとの総額支出を開示している現状においては、その月の支出額が多ければ捜査活動が活発であると推察されるのではないか。そのような状況下において、個別の支出額のみ開示したところで、実施機関の危惧するような「おそれ」があるとは考えられない。そうであるならば、そもそも月ごとの支給総額すらも開示すべきではないはずである。

また、捜査費の支出は、実施機関自らが説明しているように、その用途は謝礼のみならず多岐にわたる。よって、個別の支出用途、使途を非開示としたならば、その個別の支出金額のみを開示したとして、それが一体何に対する支出なのか推察することすら不可能であると言わざるを得ない。釈明を求める。

イ 個別の使途を非開示とした理由について

審査請求人は、第三者機関である審査会の判断は裁判所の判決同様であると思っているゆえ、非開示に対し何ら異議はない。

ウ 支払いを証明できる書類の表題を非開示とした理由についての反論等

(ア) 審査請求人は、その開示請求において、捜査報償費のみを特定して開示請求しているのではない。実施機関は何ゆえ捜査報償費のみを取り上げ、主張するのか。これではまるで、本件支出は全て捜査報償費の支出であると解される。

(イ) 単独犯罪について、すでに事件捜査の終結しているものについては実施機関の主張する「おそれ」は通用しないので、本件支出は全て継続捜査中のものであるから、その「おそれ」があるゆえ開示できないとの考えでよいか。説明を求める。

(ウ) 審査請求人が本件について区別して開示するよう求めているにもかかわらず、実施機関が勝手に区別なく開示・非開示の判断を行うことは、条例及び情報公開制度そのものを揺るがしかねない違法行為である。説明を求める。

(エ) 本件の参考となる先例を紹介する。審査請求人は過去、山口地方検察庁に対して検察官の支出の開示請求をしたことがある。その中で、検察官の出張旅費の開示において、駅名の開示・不開示のものがあつた。請求人は不思議に思い、その理由を当時立ち会った同庁企画課長に尋ねたところ、同課長の回答は、黒ぬりのものは現在も捜査が継続しているものであり、対して、全開示のものはすでに捜査が終結しているものであつて情報を開示できない理由がないので開示する、とこのようなものであつた。

(4) 諮問2に係る第二意見について

ア 支払いを証明できる書類の表題を非開示とした理由についての反論等

すでに開示済みの公文書から、行数を精査することにより、個別の支払件数については明らかである。よって、それは執行件数を示すものである。実施機関の主張は支離滅裂であり、破たんしている。

仮に領収書等支払いを証明できる書類の表題のみを開示したところで、その支払いの用途、使途、さらには金額すらも非開示としたならば、それが一体何のための支払い証明であるかは、審査請求人も含め、警察関係者以外わかるはずもない。

イ 犯罪者集団等に関係のない捜査報償費の支出及び領収書を非開示とした理由についての反論等

本件各公文書は全て開示請求時においてその捜査が継続中のものであるか否か。仮にすでに捜査が終結しているものであるならば、実施機関の「おそれ」の主張は失当である。

第4 実施機関の説明要旨

1 捜査費の概要

(1) 捜査費の性格

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する捜査協力者、情報提供者等に対する諸経費であり、その性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、正規の支出手続によっては警察活動上支障を来す場合に使用できる経費として現金経理が認められたものである。

(2) 捜査費の区分

一般的に「捜査費」と呼ばれるものには、支出区分に応じて、国費と県費に区分され、国費の捜査費については「国費捜査費」、県費については「県費報償費（捜査費）」として整理している。

また、捜査費は、所属長の判断に基づき執行する経費である「一般捜査費」と、捜査員等の判断に基づき執行できる少額な経費である「捜査諸雑費」に区分される。

(3) 具体的な用途例

ア 捜査協力者、情報提供者に対する謝礼

イ 交通費、入場料など、聞き込み、張込み、追尾等に際して必要とする経費

ウ 拠点などの施設借上げ等に要する経費

エ 捜査協力者等との接触に要する経費

オ 捜査協力者等の保護に要する経費

カ 捜査員又は捜査協力者等の交通費

キ 緊急に捜索等を行う場合の重機等の借上げ又は委託に要する経費

ク 捜査関係事項照会に伴う回答に要する経費

ケ 犯罪の被害者又は第三者が所有する物件を捜査の過程で損壊等した場合の協力謝礼金、物品費

コ 犯罪被害者等の支援に要する経費

(4) 捜査費経理の流れ

ア 取扱責任者から取扱者への交付

捜査費の会計経理は、警察本部長を取扱責任者とし、捜査費を執行する本部の担

当課長、隊長及び警察署長を各所属における出納の責任者たる取扱者としている。

取扱者は、継続中の捜査の進捗状況等を踏まえ、翌月の所要額を取扱責任者に要求し、取扱責任者は、各取扱者の要求内容等を勘案して交付額を決定し、各取扱者に所要額を概算交付する。

イ 取扱者から捜査員への交付、執行、精算

(ア) 一般捜査費

取扱者は、捜査費をもって充てるべき経費の必要が生じたときは、捜査員に所要額を概算交付し、捜査員は、債主（情報提供者、店舗等）に対して支払いを行い、支払精算書等の証拠書類を作成し、領収書等を添えて取扱者に提出して精算を行う。

(イ) 捜査諸雑費

捜査員が日常の捜査活動において使用する少額多頻度にわたる軽微な経費である捜査諸雑費は、取扱者から中間交付者（本部の担当課長補佐、警察署の課長及びそれに相当する者）を経て、月初めに所要額を捜査員に概算交付され、捜査員は、執行の都度、支払伝票を作成し、領収書等を添えて中間交付者に提出し、中間交付者が取りまとめて、月末に取扱者に対して精算を行う。

2 開示請求に係る公文書の記載事項

(1) 現金出納簿

捜査費の日々の収支状況が記録された書面であり、「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄で構成され、捜査費の受入・交付年月日、事件名、捜査員の氏名、受入金額、支出金額、差引残高等が記載されている。

各欄には、次の情報が記録されている。

ア 「年月日」欄

捜査費の受入又は交付をした年月日

イ 「科目、摘要」欄

捜査費の受入又は支出の事由、捜査員の階級・氏名

ウ 「収入金額」欄

取扱責任者から捜査費の交付を受けた金額、取扱責任者へ返納した金額、月計、累計、繰越額

エ 「支払金額」欄

捜査員への捜査費の交付金額、捜査員から返納された金額、月額、累計、繰越額

オ 「差引残高」欄

捜査費の差引残高

(2) 捜査費支出伺

取扱者が、捜査員に捜査費をもって充てるべき経費の所要額を概算交付する際に作成するもので、支出金額、捜査員の官職・氏名、交付額、支出事由（事件名等）、交

付年月日等が記載されている。

(3) 支払精算書

捜査員が、執行した捜査費の精算をする際に作成するもので、捜査費の受領年月日、受領額、支払額（合計）、差引過不足額、支払年月日、支払額（個別）、支払先、支払事由（情報提供者等の住所・氏名、事件名等）等が記載されており、債主（協力者、情報提供者、店舗等）の領収書が添付されている。

(4) 立替払報告書

捜査員が、一時的に私費を立て替えて捜査費として支払った際に作成するもので、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払年月日、支出金額、支払先、支払事由等が記載されている。

(5) 支払報告書

捜査員が、捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った際、領収書を徴取することができなかった場合に作成するもので、作成年月日、捜査員の官職・氏名、支払いを受けた者の住所及び氏名、支払額、支払年月日及び場所、支払理由及び状況、領収書を徴取することができなかった理由及び状況等が記載されている。

(6) 捜査諸雑費交付書兼支払精算書

中間交付者が、個別の捜査員に捜査諸雑費を交付する際に作成し、精算時に捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者への返納額を追記するもので、交付した年月日、交付を受けた捜査員の官職・氏名、交付額、支払額、返納額等が記載されている。

(7) 支払伝票

捜査員が、月初めに交付を受けた捜査諸雑費を月末に精算するために、支払いの都度作成するもので、作成年月日、支払年月日、支払金額、支払先、支払事由（捜査協力者や情報提供者等の住所・氏名、事件名等）が記載されており、債主（捜査協力者、情報提供者、店舗等）の領収書（受取書）が添付されている。

(8) 領収書

捜査員が、捜査費を執行した際に取得し、支払事由を証明するために、前記捜査諸雑費交付書兼支払精算書又は支払伝票に添付するもので、情報提供者等が謝礼金品を受領した際に作成する領収書（受取書）のほか、交通費、入場料、物品購入等の捜査員が日常の捜査活動の中で執行する諸経費に対し、業者等が作成する領収書（レシート）があり、当該捜査費を支払った年月日、債主（捜査協力者、情報提供者、店舗等）の住所、氏名、名称等が記載されている。

3 現金出納簿において開示をしない部分及びその理由

(1) 「科目、摘要」欄の捜査費の交付を受けた警部補以下の職員の氏名

ア 根拠

条例第11条第2号該当（個人情報）

イ 理由

捜査員の氏名のうち、警部補以下の階級にある警察官の氏名については、山口県

情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）により非開示と判断した。

(2) 「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち

(ア) 捜査費の個別の執行に係る出納年月日、捜査費の交付を受けた又は精算した職員の階級・氏名、出納事由、出納金額及び差引残高

(イ) その他上記以外で捜査費の個別の執行に係る情報

ア 根拠

条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

イ 理由

現金出納簿の情報は、個別の事件捜査と密接に関連し、個々の捜査員の活動をはじめ、捜査体制、捜査手法、捜査の進捗状況等、当該所属における捜査活動そのものを数値的に反映しているものである。

これらの情報は、個別に見れば断片的なものであるが、それらを組み合わせることにより、捜査に関する各種情報を知り、又は推察することができるもので、捜査活動に関する一体的な情報である。

過去において、警察と対峙する極左暴力集団や暴力団等の犯罪集団及び被疑者等の事件関係者等（以下「事件関係者等」という。なお、諮問1及び2に係る理由説明書では「犯罪集団等」と読み替えている。）が、警察の動きを把握しようとして各種の調査活動を行っていたなどの事実が認められているところであり、これら捜査費の個別執行に係る情報を公にすると、個別の執行状況と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び事件関係者等が知り得る情報とを比較・分析することにより、

(ア) 特定事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察されるおそれがあり、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅を企てるおそれがある。

(イ) 捜査体制、捜査手法等の捜査活動の実態が明らかになり、事件関係者等において対抗措置を講じられるおそれがある。

(ウ) 捜査協力者等が特定又は推測され、事件関係者等からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察と捜査協力者等との信頼関係に支障を来し、以後の情報提供や協力が得られなくなるおそれがある。

(エ) 個別の交付金額から、捜査協力者等に対する謝礼単価が推測され、謝礼の多寡が一般的に知られることにより、警察と捜査協力者等との関係に悪影響を及ぼし、今後の捜査協力が得られなくなるおそれがある。

など、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

なお、処分3、7及び11に関して言及すれば、いかなる事件も、捜査費執行時点において把握していない事件関係者等が存在する可能性も否定できず、実際、事後的に事件関係者等が判明する場合も多く認められる。

今回の対象文書は、年度ごとに作成する現金出納簿のうち、1か月分（処分1、9及び11）、6か月分（処分3）、平成25年度と平成26年度にわたる6か月分（処分5及び7）の捜査費の執行に関するものであり、処分1に係る文書に限れば継続した捜査活動が推察し難いとも考えられるが、当該請求を含め、今後において、このような開示請求が繰り返されるなどした場合、当時の犯罪情勢、報道、事件関係者等が知り得る特有の情報と相まって、結果として、継続した捜査活動が推察され、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

また、審査請求人は、処分5及び11に対する審査請求の趣旨として「処分の取り消しを求める。」、処分5における審査請求の理由として「処分に不服がある。」とそれぞれ申し立てるのみで、その詳細は判然としないが、これまでの審査請求人の審査請求内容等から、審査請求人は、当該部分開示決定において非開示としている「収入金額」欄、「支払金額」欄及び「差引残高」欄については、開示すべきであると申し立てているものと推認される。

しかし、仮に各欄を個別に開示すると、執行件数や個別の支出金額等の断片的な情報から、捜査活動の活発さや進展状況等の動向が明らかになるおそれがあるほか、捜査協力者等に対する謝礼単価が推察され、捜査協力者との関係に悪影響を及ぼすなど、捜査活動に多大な支障を来すおそれがあるものと認められる。

4 捜査費支出伺、支払精算書、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票及び領収書（以下、「捜査費の支出根拠書類」という。）について非開示とした理由

(1) 条例第11条第2号該当（個人情報）

開示請求に係る公文書における捜査費の支出根拠書類のうち、領収書及び領収書が添付されている支払伝票には、捜査協力者や情報提供者等の氏名等、個人情報が記載されており、これらの情報が公にされると個人が特定又は推認され、関係者のプライバシーを侵害し、個人の権利・利益を害するおそれがある。

捜査員の氏名のうち、警部補位階の階級にある警察官の氏名については、山口県情報公開条例第11条第2号ニの公安委員会規則で定める警察職員を定める規則により非開示と判断した。

(2) 条例第11条第4号該当（犯罪捜査等情報）

捜査費の支出根拠書類には、前記のとおり、捜査費の支払いをした捜査員の氏名、支払年月日、支払金額、支払事由（捜査協力者や情報提供者の住所・氏名、事件名等）などが記載されており、これらの情報は正に犯罪捜査活動そのものを費用面から具体的に表しているものである。

これら捜査費の個別執行に係る情報を公にすると、前記3-(2)で述べた理由により、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。

なお、処分3、7及び11に関して言及すれば、いかなる事件も、捜査費執行時点

において把握していない事件関係者等が存在する可能性も否定できず、実際、事後的に事件関係者等が判明する場合も多く認められる。

今回の対象文書は、年度ごとに作成する捜査費の支出根拠書類のうち、1か月分（処分2、10及び12）、6か月分（処分4）、平成25年度と平成26年度にわたる6か月分（処分6及び8）の捜査費の執行に関するものであるが、今後において、このような開示請求が繰り返し行われるなどした場合、当時の犯罪情勢、報道、事件関係者等が知り得る特有の情報と相まって、結果として、継続した捜査活動が推察され、犯罪の予防及び捜査活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。

よって、対象文書のうち、捜査費の支払いをした捜査員の氏名、支払年月日、支払金額、支払事由等について、条例第11条第4号の犯罪捜査等情報に該当すると判断した。

(3) 条例第11条第7号該当（協力・信頼関係情報）

捜査協力者及び情報提供者については、捜査員との信頼関係において、自らに関する情報が完全に秘匿されているものであるとの前提の下に、情報提供等の捜査協力を行っているものである。

捜査協力の年月日等、関係者以外の一般人にとっては些細と思われる情報であっても、捜査協力者等に関する情報が一部でも公にされると、犯罪集団等が保有する情報と相まって捜査協力者等が存在することが推認され、これらの者やその家族等が犯罪集団等から報復や攻撃を受けるおそれがあるほか、捜査協力者等自身がその不安を感じる事となれば、以後の協力を得られなくなるなど、捜査活動に多大な支障を及ぼすこととなる。

よって、対象文書のうち、捜査協力者及び情報提供者に対する協力謝礼の交付やこれらの者との接触に要した支出等、捜査協力者及び情報提供者に係る記載について、条例第11条第7号の協力・信頼関係情報に該当すると判断した。

5 捜査費の支出根拠書類について非開示とした文書を部分開示しない理由

審査請求人は、処分4に対する審査請求書において「全部非開示は不当、不法である」旨を申し立てている。

また、審査請求人は、処分6及び12に対する審査請求の趣旨として「処分の取り消しを求める。」、処分6に対する審査請求の理由として「処分に不服がある。」とそれぞれ申し立てるのみで、その詳細は判然としないが、これまでの審査請求人の審査請求内容等から、審査請求人は、当該非開示決定においては、全面非開示ではなく、部分開示すべきであると申し立てているものと推認される。

条例第12条は、いわゆる部分開示について規定しているところ、これは、開示請求に係る公文書に非開示事項に該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区別することができるときは、その部分を除いて部分開示すべきと規定しているものに過ぎないものと解される。

このため、対象文書は、捜査費の個々の具体的な執行状況について、事件名、捜査員

氏名、捜査費執行金額、捜査費執行年月日等、捜査活動と密接に関連する、いわば独立した一体的な情報を成すものとして作成されているところ、このような独立一体的な情報をさらに細分化して、その一部分を部分開示の対象とすることまでも義務付けているとは解されない。

なお、このことを踏まえた上で、請求1において仮に個別情報のうち、個人識別情報以外のものを開示あるいは、審査請求人が申し立てるように「領収書」の表題を開示することとした場合、また、請求2から6までにおいて対象公文書の金額等の一部でも開示したとした場合、

(ア) 事件関係者等は、集団内部に捜査協力者等が存在するのではないかなどと常に神経を尖らせており、様々な方法で当該事件に関する独自の情報を収集し、保有しているものであって、事実、警察の捜査情報等を集めていた事例が明らかとなっていることから、日付や支出額等、それ自体としては開示しても直ちに格別問題を生じないと思われるような断片的な情報であっても、そのような断片的な情報と、独自に有する情報とを比較・分析することによって、捜査協力者等が存在すること自体が明らかになる可能性を否定することができず、結果として、それらによる捜査協力者等の割り出しを助長し、捜査協力者等が報復・攻撃される危険性が生ずるほか、捜査の進展状況等を察知するなどして、逃走や証拠隠滅を企て、あるいは、捜査手法等に応じた対抗措置を講ずるおそれがある。

(イ) 領収書等の捜査費の支出証拠書類については、捜査費の執行件数と書類の作成枚数は概ね比例しており、各月ごとの証拠書類の枚数は、捜査費の執行件数の多少をそのまま反映することとなる。本件各請求は、別表2の「請求内容」欄に掲げる期間に限定されたものであるが、このような開示請求が繰り返し行われ、これを事件ごと、あるいは捜査費執行所属ごとの一連のものとして捉えれば、捜査の着手の有無や進捗状況を推測することができ、犯罪集団等がこれを認知した場合、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがある。

など、個別あるいは、書類の表題のみの情報、又は情報全体の一部分のみの情報といえども、条例第11条第4号及び第7号に該当し、捜査活動に多大な支障を来すものと認められる。

6 審査請求人の主張及び公文書の特定

(1) 処分3及び4に対する審査請求に係る公文書の特定

審査請求人は、処分3に対する審査請求書において「開示を求める情報を特定していたにもかかわらず、これを全く無視している」旨を、処分4に対する審査請求書において「請求人が特定した公文書から求める情報が勝手に変えられている」申し立てているが、そのような事実はない。

実施機関は、特定した公文書中の各情報の一件一件について詳細に検討を実施しているので、当然、その過程においては、請求2における「犯罪者集団、組織犯罪類以

外のもの」に係る情報についても詳細な検討を実施した結果、処分3及び4の決定を行ったものである。

犯罪は、組織的に敢行されるもの、犯罪者集団等によって敢行されるもの、あるいは単独で敢行されるものと多種多様であるが、処分3において、公文書中における情報を開示しない理由については、前記第4-3及び第4-4に記載したとおりで、審査請求人が申し立てる「犯罪者集団、組織犯罪類以外のもの」というように、犯罪の形態や罪種等によって、情報を開示しない理由が変わるというものではない。

このため、処分3及び4の決定においては、処分3及び4に係る別表3の「公文書の件名」欄に掲げる公文書を特定し、各決定通知書に記載したものであり、審査請求人の「開示を求める情報を特定していたにもかかわらず、これを全く無視している」、「請求人が特定した公文書から求める情報が勝手に変えられている」旨の事実はない。

(2) 処分1-1及び1-2に対する審査請求に係る公文書の特定

審査請求人は、処分1-1に対する審査請求書において、「対象文書を請求人指定のものに特定したうえで開示決定を求める」、あるいは「請求人が特定、指定した情報を処分庁は区別することなく、自己都合によって勝手に変えたに他ならない。」と申し立てているが、そのような事実はない。

また、処分1-1に対する審査請求の理由として「請求人が特定した公文書の内容において、「対抗措置を講じられる」及び「捜査協力者」なるものが存在するのか？それらの危惧が無き情報を詳細に特定し開示請求しているものである。」旨を申し立てており、その詳細は判然としない。

しかし、本件開示請求書において、審査請求人は、「犯罪者集団、組織犯罪等の類でない一個人における一般的な犯罪にかかるもので、すでに捜査が終結しているものを特定して開示すること」としていることなどを踏まえれば、審査請求人は、既に捜査が終結している事件の情報を開示したところで、事件関係者等による対抗措置が講じられることはなく、また、終結した事件に捜査協力者は存在しない旨を申し立てているものと推認される。

現時点において、捜査が終結しているといえども、その後の諸事情等により、新たに捜査が進展する場合もあるところ、仮に捜査が終結したとされる事件に係わる情報であっても、これらの情報が捜査体制、捜査手法等といった各種捜査情報を反映する情報である性質上、これらの情報が開示されるところとなれば、事件関係者等が知り得る情報等との比較・分析を通じ、捜査体制、捜査手法等の分析が可能となるため、将来発生が見込まれる犯罪の予防及び捜査活動に支障を与えるおそれがあるため、事件関係者等に対抗措置が講じられる可能性は否定できない。

さらに、審査請求人が申し立てる終結事件における捜査協力者の不存在に関しては、前記第4-4にも記載しているとおり、捜査が終結していると、捜査が継続中とにかかわらず、情報提供者や捜査協力者等が特定されることとなれば、本人やその家族等への事件関係者等からの報復・攻撃のおそれがあるほか、警察との信頼関係に支障を

来し、以後の捜査協力が得られなくなるなど、捜査活動に多大な支障を及ぼすこととなる。

以上のおり、如何に犯罪者集団、組織犯罪等の類でない一個人における一般的な犯罪にかかるもので、既に捜査が終結した事件に係る情報であっても、審査請求人が申し立てるような、事件関係者等による対抗措置が講じられることはなく、また、捜査協力者は存在しないというものではなく、これらの事件に係る情報であっても捜査協力者の存在は否定できないばかりでなく、当該情報を開示することにより、事件関係者等に対抗措置を講じられる可能性は否定できないものと認める。

7 実施機関としての意見

山口県警察においては、公文書の開示請求に当たっては、条例の趣旨を踏まえ、開示できる情報は積極的に開示しているところである。

一方で本県警察は、県民の安全・安心な暮らしを守るため、犯罪捜査活動を円滑かつ適正に推進し、もって治安の維持に対する脅威を未然に防止し、又はこれを除くことを責務としている。

このことを踏まえ、情報の公開による県民に対する説明責任の重要性と捜査に及ぼす支障とのバランスを考慮しつつ、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的見地から、実施機関として総合的に判断して本件各処分を決定したものである

(追加理由説明書)

1 個別の支出金額等及びその用途を非開示とした理由について

(1) 個別の支出金額等を非開示とした理由

個別の支出金額等を非開示とした理由は、前記第4-3のおり、特に捜査費における個別の支出金額等の情報は、これらを公にすると、執行件数や個別の支出金額等の断片的な情報から、捜査活動の活発さや進展状況等の動向が明らかになるおそれがあるほか、捜査協力者等に対する単価が推察され、捜査協力者との関係に悪影響を及ぼすなど、捜査活動に多大な支障を来すおそれがあると認められることから、非開示としたものである。

(2) 個別の用途を非開示とした理由

個別の用途を非開示とした理由は、個別の用途つまり、個別の捜査費支出事由については、前記第4-3のおり、同2-(1)-イの「科目、摘要」欄に記載されている。

個別の捜査費支出事由を非開示とした理由については、前記第4-4のおり、これらを公にすると、個別の断片的な情報から、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがあるなど捜査活動に多大な支障を来すものと認められることから、非開示としたものである。

2 支払いを証明できる書類の表題を非開示とした理由について

領収書等の表題そのものを非開示とした理由は、第4-5に記載したとおりである。

つまり、支払いを証明できる書類の表題のみを開示した場合、捜査費の執行件数が明らかになり、捜査の着手の有無や進捗状況を推認することができ、警察と対峙する極左暴力集団や暴力団等の犯罪者集団及び被疑者等の事件関係者等がこれらを認知した場合、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれがあるなど、捜査活動に多大な支障を来すものと認められることから、表題のみの情報といえども部分開示することなく、非開示としたものである。

- 3 犯罪者集団等に関係のない捜査報償費の支出及び領収書を非開示とした理由について
開示請求における開示、非開示の判断においては、警察と対峙する極左暴力集団や暴力団等の犯罪者集団及び被疑者等の事件関係者等を概括的に犯罪集団等と表現し、諮問1及び2に係る理由説明書では「犯罪者集団等」と記載している。

そもそも、犯罪とは、集団、多人数で敢行されるもののみではなく、単独で敢行されるものもある。

仮に、単独で敢行される犯罪における捜査報償費の支出の開示請求について検討した場合も、前記第4-3及び4のとおり、逃走、証拠隠滅等の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講じるおそれは、警察と対峙する極左暴力集団や暴力団等の犯罪集団のみならず、被疑者等の事件関係者等にも等しくいえることであるので、集団、多人数で敢行される犯罪の情報と同様に非開示とされるものである。

つまり、開示請求においては、犯罪そのものには、集団、多人数で敢行される犯罪あるいは、単独で敢行される犯罪との区分なく、開示、非開示等の判断を行っているのである。

第5 審査会の判断

1 本件各公文書の内容及び性格

本件各公文書は、別表3の「公文書の件名」欄に掲げる防府警察署及び山口県警察本部刑事部の捜査報償費（県費）等の現金出納簿及び捜査費の支出根拠書類であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

当審査会がインカメラ審理により実際に見分したところ、本件各公文書の記載事項については、前記第4-2において実施機関が説明しているとおりにあることを確認するとともに、本件各請求に対して実施機関がそれぞれ特定した各公文書の書式又は様式は、領収書（レシート）を除いて同一のものであり、開示請求の対象とされた期間及び部署並びに捜査費の区分による違いは見られなかった。

ところで、本件に関しては、過去において2回、本件と同種の公文書について実施機関の上級庁である山口県公安委員会に審査請求が行われ、各審査請求に関して山口県公安委員会から諮問を受けた当審査会は、平成19年3月23日付け答申第28号（以下「先例答申1」という。）及び平成26年3月27日付け答申第48号（以下「先例答

申2」という。)において、インカメラ審理等を行う等により処分の妥当性について審議を重ねた結果、それぞれ実施機関が非開示とした一部を開示すべきである旨判断し、答申している。

2 条例第11条第2号該当性について

(1) 第2号について

第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 第2号該当性について

本件各公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、現金出納簿の「科目、摘要」欄の実施機関が非開示とした部分及び捜査費の支出根拠書類に、警部補以下の階級にある警察職員の氏名が記載されていることを確認した。

また、捜査費の支出根拠書類の中には、捜査協力者等の個人に関する情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

3 条例第11条第4号該当性について

(1) 第4号について

条例第11条は、実施機関は、第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判

断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場合においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報などが考えられている。

(2) 第4号該当性の判断について

本件各公文書に係る同号該当性の考え方については、先例答申1及び2において示しているところであり、当審査会としては、本件各処分に係る実施機関の理由説明やインカメラ審理を踏まえ審議を重ねた結果、先例答申1及び2における考え方を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないことから、先例答申1及び2における考え方を踏襲し、対象公文書ごとに実施機関が非開示とした情報について、同号に該当する相当の（合理的な）理由があるかどうかを社会通念に照らし客観的に判断することとした。

4 条例第11条第7号該当性について

(1) 第7号について

条例第11条は、実施機関は、第7号に規定する「県の機関と県の機関以外のものとの間における協議、依頼等により実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、県の機関と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの」を開示しないことができるとしている。

なお、「著しく損なわれるおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単に「損なわれる」では足りず、また、おそれの有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならない。適用に当たっては、原則開示の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈することのないよう」との運用指針が示されている。

(2) 第7号該当性の判断について

本件各公文書に係る同号該当性の考え方については、先例答申1において示しているところであり、当審査会としては、本件各処分に係る実施機関の理由説明やインカメラ審理を踏まえ審議を重ねた結果、先例答申1における考え方を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないことから、先例答申1における考え方を踏襲することとした。

したがって、本件各公文書のうち捜査費の支出根拠書類に記載されている捜査協力者等の住所・氏名は、公開することにより、捜査協力者等との協力・信頼関係が著しく損なわれるおそれがあり同号に該当するが、その余の情報についてはそのようなおそれはなく、同号には該当しないものと判断する。

5 部分開示について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当

する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定している。

このことに関して、実施機関は、前記第4-5において、条例第11条第7号に規定する「おそれ」があるとした客観的、具体的な判断理由、及び同条第4号に規定する「おそれ」があるとした相当の理由を説明し、個別あるいは、書類の表題のみの情報、又は情報全体の一部のみの情報といえども、条例第11条第4号及び第7号に該当し、捜査活動に多大な支障を来すものと認められる旨主張している。

しかし、当審査会が本件各公文書をインカメラ審理により見分した限りにおいて、実施機関が説明するような「おそれ」は認められず、当審査会としては、実施機関のような独立した一体的な情報の捉え方は、必要以上に部分開示の範囲を限定するものであって、条例の原則開示の基本理念と相容れないものとする。したがって、この点に関する実施機関の主張は認めることができない。

6 本件各公文書について

以上を踏まえ、本件各公文書の開示・非開示について判断する。

なお、当審査会は、本件各公文書のインカメラ審理を行い、その結果として下記の判断を行ったところであり、その判断は、本件各請求に対して実施機関が特定した本件各公文書を構成する全ての文書に該当するものである。

(1) 現金出納簿

ア 「年月日」欄

「年月日」欄には、捜査員等への捜査費の交付日や捜査員等からの捜査費の返納日等が記載されており、これらの日付は犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報である。このため、日付が開示された場合、他の情報と照合されることにより特定事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報（以下「相当の理由がある情報」という。）として非開示としたことは妥当である。

イ 「科目、摘要」欄

「科目、摘要」欄には、事件名、捜査費の交付・返納の事由、捜査員の氏名・階級等が記載されており、開示された場合、他の情報と照合されることにより特定事件の捜査活動の状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄

これらの欄には、捜査費の交付額、返納額、差引残高等が記載されているが、「年月日」欄や「科目、摘要」欄に記載されている捜査費の交付・返納日及び捜査費の出納事由等の情報が非開示とされれば、これら金額のみの情報と発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等の情報及び事件関係者等が

知り得る情報とを比較・分析したとしても、これにより特定事件における捜査活動の実態が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、被疑者等事件関係者が逃亡や証拠隠滅を企てる等の実施機関が主張するようなおそれがあるとは認められず、相当の理由がある情報とはいえない。したがって、「収入金額」、「支払金額」、「差引残高」の各欄は開示すべきである。

(2) 捜査費支出伺

ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、所属長等が一般的な会計処理の決裁又は確認をするために押印しているものであり、相当の理由がある情報とはいえない。

また、これらの印影は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文に該当するが、警部補以下の階級にある警察職員以外の職員の印影については、同号ニの公務員等の職務遂行情報に該当し、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、これらの印影については開示すべきである。

イ 日付

作成年月日及び交付年月日は、犯罪の捜査日あるいは捜査日に密接に関連した情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 金額

支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額については、捜査費の概算交付額を示すものであるが、金額が個別の支払金額と一致する場合があります。しかしながら、日付、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 所属

本件請求は所属を特定してなされたものであり、開示請求に係る所属が明らかになるにすぎないもので、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 交付先捜査員の官職及び氏名

交付先捜査員の官職及び氏名は捜査員に関する情報であり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 支出事由

「支出事由」欄には特定の事件名や捜査諸雑費の交付内容が記載されており、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは

否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

(3) 支払精算書（添付書類を含む。）

ア 日付

作成年月日、受領年月日、支払年月日及び精算結果の返納・領収年月日は、(2)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名は捜査費取扱者である所属長であり、相当の理由がある情報とはいえない。また、当該所属長は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第11条第2号本文に該当するが、同号ニの公務員等の職務遂行情報に該当し、公安委員会規則で定める警察職員には該当せず、公開することにより当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれも認められない。

したがって、あて名については開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(2)ーオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 金額

受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額については、個別の支払金額が明らかになる情報であるが、日付、支払先、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 「支払額内訳」欄の支払先及び支払事由

「支払先」欄には捜査協力者等の住所・氏名が、「支払事由」欄には、支払事由等が記載されており、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、(2)ーアと同様に、相当の理由があるとはいえず開示すべきである。

キ 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文

捜査費の返納あるいは追加支出の事実を示すにすぎない情報であり、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(4) 立替払報告書

ア 日付

作成年月日、支払年月日及び立替払額の受領年月日は、(2)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名は捜査費取扱者である所属長であり、(3)ーイと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(2)ーオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 金額

立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額については、捜査費の立替払額を示すものであるが、金額が個別の支払金額と一致する場合があります。しかしながら、立替払報告書の日付、支払先、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

オ 支払先及び支払事由

「支払先」欄には捜査協力者等の住所・氏名が、「支払事由」欄には、支払事由等が記載されており、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

カ 取扱者、署課長等の各欄の印影

取扱者、署課長等の各欄の印影については、(2)ーアと同様に、相当の理由があるとはいえず開示すべきである。

(5) 支払報告書

実施機関の説明によれば、捜査員が、捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った際、領収書を徴取することができなかった場合に作成するものであるが、様式化されていることから、他の捜査費の支出根拠書類と同様に個別の記載事項について判断する。

ア 作成年月日

作成年月日は、(2)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ あて名

あて名は捜査費取扱者である所属長であり、(3)ーイと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

ウ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(2)ーオと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

エ 支払いを受けた者の住所及び氏名

捜査協力者等の住所・氏名については、開示された場合、捜査協力者等が明らかになり、他の情報と照合されることにより特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

る。

オ 支払額

支払額については、個別の支払金額が明らかになる情報であるが、日付、支払いを受けた者の住所及び氏名、支払事由等が非開示とされれば、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

カ 現金を支払った日時及び場所等

捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った日付及び場所については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

キ 現金を支払った理由及び状況

捜査協力者等に対して支払った支払理由等については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ク 領収書を徴取することができなかった理由及び状況

領収書を徴取することができなかった理由等については、上記エと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ケ 添付書類の有無

添付書類の有無については、捜査員が、捜査協力者等に対して謝金（現金）を支払った支払報告書とは別の書類の存在を明らかにするものであり、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

コ 支払をした者及び支払を受けた者の氏名

支払をした者及び支払を受けた者の氏名については、上記ウ及びエと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

サ 署課長等、所属長の官職・氏名及び印影

署課長等、所属長の官職・氏名及び印影については、(2)ーアと同様に、相当の理由があるとはいえず開示すべきである。

(6) 捜査費諸雑費交付書兼支払精算書（添付書類を含む。）

ア 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影

取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影については、(2)ーアと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

イ 日付

作成年月日、受領年月日及び「内訳」欄の交付年月日は、(2)ーイと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ あて名

あて名は所属長であり、(3)ーイと同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 交付先捜査員等の官職・氏名、印影及び確認印

作成者（中間交付者）の官職・氏名、印影、「内訳」欄の交付先捜査員の官職・

氏名、確認印は、(2)一オと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 金額

取扱者等からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者等への返納額、並びに「内訳」欄の交付額、支払額、返納額は、捜査諸雑費の概算交付額、支払総額、返納額等が記載されたものであるが、これら金額から、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等の実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(7) 支払伝票

ア 日付

作成年月日及び「支払年月日」欄の支払年月日は、(2)一イと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

イ 作成者の官職・氏名及び印影

作成者の官職・氏名及び印影については、(2)一オと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

ウ 金額

「金額」欄の金額は個別の支払金額及びその合計額であるが、(3)一エ同様に、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

エ 支払先及び支払事由

「支払先」欄及び「支払事由」欄には、支払先、事件名、捜査協力者等の氏名、捜査員の官職・氏名、支払理由等が記載されており、(3)一オと同様に、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

オ 余白の記載

当審査会が見分したところ、様式の余白に実施機関の事務処理手続に関する情報が記載されていることを確認した。これらの情報は、公開することにより、特定の事件の捜査活動状況が明らかになる等といった実施機関が主張するようなおそれはなく、相当の理由がある情報とはいえず開示すべきである。

(8) 支払伝票等に添付された領収書、受取書及びレシート

これら領収書等は、記載内容のほか、その様式、印字等で捜査員が捜査活動で使用した店舗等が明らかになるおそれは否定できない。これら領収書等が開示されると特定の事件の捜査活動状況が明らかになるおそれは否定できず、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

また、インカメラ審理により見分したところ、領収書等の中には実施機関において様式化されているものも見受けられ、これらについては、その様式、印字等で捜査員が捜査活動で使用した店舗等が明らかになるおそれはないが、その記載内容から捜査費に係る領収書等であることから、これまで判断したとおり、相当の理由がある情報として非開示としたことは妥当である。

(9) 捜査費支出証拠書類の枚数等について

捜査費支出証拠書類の枚数から捜査費の執行件数の多少をある程度は推測できるとは考えられるが、本件各請求が特定の事件又は日付を指定して行われたものではないことから、これら枚数等の情報から、捜査の着手の有無や進捗状況等を推測できるものではなく、特定事件に関して被疑者等の事件関係者が逃走、証拠隠滅の手段に出るおそれや捜査手法等に応じた対抗措置を講ずるおそれがあり捜査活動に支障を来すとは考えられず、相当の理由があるとは認められない。

したがって、捜査費の支出根拠書類のうち実施機関において様式化されているものに係る様式の部分については開示すべきである。

7 その他

(1) 公文書の特定について

審査請求人は、本件各請求のうち、請求2、4及び6について、別表2の「請求内容」欄に掲げる条件を付して各請求を行っているのに対し、実施機関は、請求2、4及び6に係る別表3の「公文書の件名」欄に掲げる各公文書を特定し、同表の「処分」欄に掲げる各処分を行っている。

このことに関して、実施機関は、前記第4-6のとおりその理由を説明しているが、「犯罪の形態や罪種等によって、情報を開示しない理由が変わるというものではない」、「現時点において、捜査が終結しているといえども、その後の諸事情等により、新たに捜査が進展する場合もある」という説明は合理性を欠くものではなく、当審査会としても首肯できるところである。

また、当審査会がインカメラ審理により本件各公文書を見分したところ、本件各処分において実施機関が特定した本件各公文書は、本件各請求に係る対象公文書を全て含むものであり、実施機関の行った公文書の特定そのものに誤りがあるということとはできない。

なお、当審査会が上記6において行った本件各公文書の開示・非開示についての判断は、審査請求人の付した条件を満たすものであるか否かによって左右されるものではないが、一方において、開示請求が特定の事件又は日付を指定して行われるなど、公文書開示請求の対象範囲が極端に狭められた場合は、本答申で開示すべきと判断した部分であっても、相当の理由がある情報に該当すると判断されることもあり得る。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書において、当審査会の権限に関する質疑等をしているが、審査会は、条例第18条の規定に基づき、「情報公開に関する重要事項についての調査及び審議並びに情報公開に関する事項についての建議に関する事務を行わせるため」設置されたものであり、「情報公開に関する重要事項についての調査及び審議」とは、条例第16条の規定による不服申立て及び従前の要綱の例による不服の申出に係る諮問に関する調査及び審議を行うことをいうとされ、「情報公開に関す

る事項についての建議」とは、情報公開制度の基本的な事項の改正、制度運営上の基本的な事項の改善、情報公開の総合的な推進を図るための必要な事項等について、実施機関に意見を述べることをいうとされている。したがって、これらに直接関係しない事項について、当審査会は審議・判断等をする立場にはない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、当審査会は、現金出納簿の開示方法に関して実施機関において留意すべき点として、先例答申2において当審査会が付言した「実施機関が本答申を踏まえて本件各処分において非開示とした部分を開示することとし、改めて本件各公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付する場合は、開示請求者が当該違いを容易に判別することができるよう、多色刷りによる複写を行うなど、実施機関において特段の措置を講じる必要がある。」と同様の意見を付すこととする。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり

別表 1

諮問 番号	公文書の件名	審査会が開示すべきと判断した部分
諮問 1	平成26年1月分の防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿	1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄
諮問 2	平成26年1月分の防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	1 支払伝票 (1) 様式の部分及び余白の記載 (2) 「金額」欄の金額
諮問 3	平成25年4月から9月分までの防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿	1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄
諮問 4	平成25年4月から9月分までの防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	1 支払伝票 (1) 様式の部分及び余白の記載 (2) 「金額」欄の金額
諮問 5	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の現金出納簿	1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄
諮問 6	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	1 捜査費支出伺 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額 (4) 所属 2 支払精算書（添付書類を含む。） (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額 (4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文 3 立替払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額 (4) 取扱者、署課長等の各欄の印影 4 支払報告書 (1) 様式の部分 (2) あて名

		<ul style="list-style-type: none"> (3) 支払額 (4) 署課長等、所属長の官職・氏名及び印影 <p>5 捜査費諸雑費交付祖兼支払精算書（添付書類を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) あて名 (4) 取扱者等からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者等への返納額、並びに「内訳」欄の交付額、支払額、返納額 <p>6 支払伝票</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分及び余白の記載 (2) 「金額」欄の金額
諮問 7	平成26年1月から6月分の防府警察署における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	<p>1 現金出納簿</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄
諮問 8	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	<p>1 捜査費支出伺</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額 (4) 所属 <p>2 支払精算書（添付書類を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額 (4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文 <p>3 立替払報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 立替払報告に係る金額及び「金額」欄の金額 (4) 取扱者、署課長等の各欄の印影 <p>4 支払報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 支払額 (4) 署課長等、所属長の官職・氏名及び印影

		<p>5 捜査費諸雑費交付祖兼支払精算書（添付書類を含む。）</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p> <p>(3) あて名</p> <p>(4) 取扱者等からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者等への返納額、並びに「内訳」欄の交付額、支払額、返納額</p> <p>6 支払伝票</p> <p>(1) 様式の部分及び余白の記載</p> <p>(2) 「金額」欄の金額</p>
諮問 9	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	<p>1 現金出納簿</p> <p>(1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄</p>
諮問 10	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	<p>1 捜査費支出伺</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p> <p>(3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額</p> <p>(4) 所属</p> <p>2 支払精算書（添付書類を含む。）</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) あて名</p> <p>(3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額</p> <p>(4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p> <p>(5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文</p> <p>3 捜査費諸雑費交付祖兼支払精算書（添付書類を含む。）</p> <p>(1) 様式の部分</p> <p>(2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影</p> <p>(3) あて名</p> <p>(4) 取扱者等からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者等への返納額、並びに「内訳」欄の交付額、支払額、返納額</p> <p>4 支払伝票</p> <p>(1) 様式の部分及び余白の記載</p> <p>(2) 「金額」欄の金額</p>

<p>諮問 1 1</p>	<p>平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿</p>	<p>1 現金出納簿 (1) 「収入金額」、「支出金額」及び「差引残高」の各欄</p>
<p>諮問 1 2</p>	<p>平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書</p>	<p>1 捜査費支出伺 (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) 支出伺に係る金額及び「記」の「金額」欄の金額 (4) 所属</p> <p>2 支払精算書（添付書類を含む。） (1) 様式の部分 (2) あて名 (3) 受領額、支払額、差引過不足（△）額及び「支払額内訳」欄の金額 (4) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (5) 返納（不足）額の返納（支出）の伺い文</p> <p>3 捜査費諸雑費交付書兼支払精算書（添付書類を含む。） (1) 様式の部分 (2) 取扱者、補助者及び出納簿登記の各欄の印影 (3) あて名 (4) 取扱者等からの受領額、捜査員への交付額、捜査員の支払額、捜査員からの返納額、取扱者等への返納額、並びに「内訳」欄の交付額、支払額、返納額</p> <p>4 支払伝票 (1) 様式の部分及び余白の記載 (2) 「金額」欄の金額</p>

別表 2

請求 番号	請求年月日	請求内容
請求 1	平成26年 6 月25日	平成25年度 1 月の県費の全て現金出納簿、領収書（防府警察署の捜査費）
請求 2	平成26年 8 月21日	防府署に保存のある捜査費の支出証明書類。犯罪者集団・組織犯罪類以外のもので 25年度 4 月から 9 月のもので 捜査費の執行状況がわかるもの 県費のみ
請求 3	平成26年 9 月11日	平成26年 1 月から 6 月分の防府署における別紙 1 (1)～(8)までの書類。国費・県費両方 ※別紙 1（開示請求書添付）記載事項 (1)現金出納簿、(2)捜査費支出伺、(3)支払精算書、(4)立替払報告書、(5)支払報告書、(6)捜査費交付書兼支払精算書、(7)支払伝票、(8)領収書
請求 4	平成26年 9 月11日	平成26年 1 月から 6 月分の防府署における別紙 1 (1)～(8)までの書類。県費、国費両方 犯罪者集団、組織犯罪等の類でない一個人における一般的な犯罪にかかるもので、すでに捜査が終結しているものを特定して開示すること。「別紙」については同日付けの開示請求書に添付されているものを引用すること ※別紙 1（開示請求書添付）記載事項は請求 3 と同じ
請求 5	平成26年 9 月11日	平成21年 9 月分刑事部捜査第一課における「別紙」 1 (1)から (8)までの 8 種類の書類。県費、国費両方 全てのものが対象 ※「別紙」 1（開示請求書添付）記載事項は請求 3 と同じ
請求 6	平成26年 9 月11日	平成21年 9 月分刑事部捜査第一課における「別紙」 1 (1)から (8)までの 8 種類の書類のうち、組織犯罪・犯罪者集団等でない（これらの者どもが一切関与していない。）情報かつすでに捜査が終結している情報のみの開示を求めるので、それ以外の情報は開示対象から外すこと。県費、国費両方 ※「別紙」 1（開示請求書添付）記載事項は請求 3 と同じ

別表 3

請求 番号	公文書の件名	処分	処分番号	諮問番号
			決定通知書の日付 及び文書番号	諮問書の日付及び 文書番号
請求 1	平成26年1月分の防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿	部分 開示	処分1	諮問1
			平成26年(2014年) 7月3日付け山口 警会第632号	平成26年(2014年) 7月17日付け山公 委(警会)第4号
請求 2	平成26年1月分の防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	非開 示	処分2	諮問2
			平成26年(2014年) 7月3日付け山口 警会第633号	平成26年(2014年) 7月17日付け山公 委(警会)第6号
請求 2	平成25年4月から9月分までの防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿	部分 開示	処分3	諮問3
			平成26年(2014年) 8月29日付け山口 警会第735号	平成26年(2014年) 10月8日付け山公 委(警会)第8号
請求 3	平成25年4月から9月分までの防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	非開 示	処分4	諮問4
			平成26年(2014年) 8月29日付け山口 警会第736号	平成26年(2014年) 10月8日付け山公 委(警会)第10号
請求 3	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の現金出納簿	部分 開示	処分5	諮問5
			平成26年(2014年) 10月3日付け山口 警会第804号	平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第12号
請求 4	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	非開 示	処分6	諮問6
			平成26年(2014年) 10月3日付け山口 警会第805号	平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第14号
請求 4	平成26年1月から6月分の防府警察署における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	部分 開示	処分7	諮問7
			平成26年(2014年) 10月3日付け山口 警会第806号	平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第16号
請求 4	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	非開 示	処分8	諮問8
			平成26年(2014年) 10月3日付け山口 警会第807号	平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第18号

請求 5	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	部分 開示	処分9 平成26年(2014年) 9月19日付け山口 警会第774号	諮問9 平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第20号
	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	非開 示	処分10 平成26年(2014年) 9月19日付け山口 警会第775号	諮問10 平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第22号
請求 6	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿	部分 開示	処分11 平成26年(2014年) 9月19日付け山口 警会第777号	諮問11 平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第24号
	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	非開 示	処分12 平成26年(2014年) 9月19日付け山口 警会第778号	諮問12 平成26年(2014年) 10月23日付け山公 委(警会)第26号

別表4-1

処分番号	公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
処分1	平成26年1月分の防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿	「科目、摘要」欄の捜査費の交付を受けた又は精算した警部補以下の職員の氏名	○条例第11条第2号該当 公安委員会規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
処分3	平成25年4月から9月分までの防府警察署の捜査報償費（県費）の現金出納簿		
処分5	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の現金出納簿	「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄のうち、次の部分を除く部分 1 前葉からの繰越、次葉への繰越、月分計及び累計に係る「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の各欄 2 取扱責任者からの捜査費の受入れに係る「年月日」、「科目、摘要」、「収入金額」及び「支払金額」の各欄	○条例第11条第4号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、捜査の動向が明らかとなり、被疑者等において対抗措置を講じられるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがあるため
処分7	平成26年1月から6月分の防府警察署における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿		
処分9	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿		
処分11	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の現金出納簿		

別表4-2

処分 番号	公文書の件名	開示をしない理由
処分 2	平成26年1月分の防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	○条例第11条第2号該当 ・個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別される得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
処分 4	平成25年4月から9月分までの防府警察署の県費報償費（捜査費）の支出証拠書類のうち領収書（支払伝票（添付書類を含む。））	・公安委員会規則（平成14年山口県公安委員会規則第2号）に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は、識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため
処分 6	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	○条例第11条第4号該当 捜査費の個別の執行に関する情報が記録されており、これらの情報を公開することにより、 ・捜査の動向が明らかとなり、被疑者等において抵抗措置を講じられるなど、犯罪の予防及び捜査に支障を及ぼすおそれがある ・捜査協力者等が特定され、被疑者等により危害を加えられるおそれがあるため
処分 8	平成26年1月から6月分の防府警察署における国費捜査費及び捜査報償費（県費）の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、立替払報告書、支払報告書、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	○条例第11条第7号該当 公開することにより、協力関係を公開しないことを前提としている捜査協力者等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるため
処分 10	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	
処分 12	平成21年9月分の刑事部捜査第一課における捜査報償費（県費）及び国費捜査費の捜査費支出伺、支払精算書（添付書類含む。）、捜査諸雑費交付書兼支払精算書、支払伝票（添付書類含む。）、領収書	

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
平成26年7月17日	実施機関から諮問1及び2の諮問を受けた。
平成26年7月24日	諮問1及び諮問2に係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年8月7日	実施機関から諮問1及び2に係る理由説明書の提出を受けた。
平成26年8月14日	実施機関から提出された諮問1及び2に係る理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年8月28日	異議申立人から諮問1及び2に係る意見書の提出を受けた。
平成26年9月3日	異議申立人から提出された諮問1及び2に係る意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成26年9月12日	実施機関から諮問1及び2に係る追加理由説明書の提出を受けた。
平成26年9月16日	実施機関から提出された諮問1及び2に係る追加理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年9月19日	異議申立人から諮問1及び2に係る第二意見書の提出を受けた。
平成26年9月30日	異議申立人から提出された諮問1及び2に係る第二意見書の写しを実施機関宛て送付した。
平成26年10月8日	実施機関から諮問3及び4の諮問を受けた。
平成26年10月16日	諮問3及び4に係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年10月23日	実施機関から諮問5から12までの諮問を受けた。
平成26年10月31日	諮問5から12までに係る理由説明書の提出を実施機関宛て依頼した。
平成26年11月4日	実施機関から諮問3及び4に係る理由説明書の提出を受けた。
平成26年11月11日	実施機関から提出された諮問3及び4に係る理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年11月27日	実施機関から諮問5から12までに係る理由説明書の提出を受けた。
平成26年12月4日	実施機関から提出された諮問5から12までに係る理由説明書の写しを異議申立人宛て送付し、併せて意見書の提出を依頼した。
平成26年12月17日	異議申立人に対し、諮問3及び4に係る意見書の提出を再度依頼した。
平成27年2月2日	異議申立人に対し諮問5から12までに係る意見書の提出を再度依頼した。
平成27年5月27日 ～6月3日	事案の審議を行った。
平成27年6月4日	事案の審議を行った。
平成27年7月22日 ～7月24日	事案の審議を行った。
平成27年7月28日	事案の審議を行った。
平成27年10月14日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
石原 詠美子	弁護士	
沖本 浩	弁護士	
高松 恵子	司法書士	
三間地 光宏	山口大学教授	
森永 敏夫	公認会計士	

(平成27年10月14日現在)